

第 33 節 住宅応急対策計画

〔総務部、財政部、市民部、健康福祉部、都市整備部〕

本節では、大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じた場合で、住民の避難生活が長期に及ぶと判断されるときには、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を速やかに実施することが、極めて重要なことから、事前に住宅応急対策計画を定めるものである。

1. 実施機関及び担当業務

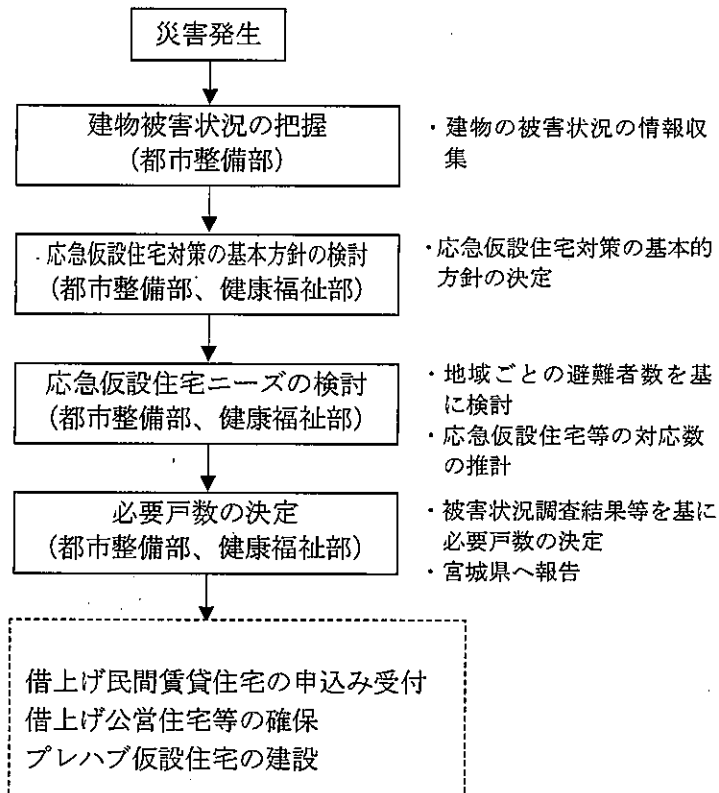
実施機関	担当業務
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事
市民部	(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事
健康福祉部	(庶務班) ・ 災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する事
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する事 ※建設委任時 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ※建設委任時 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)の提供要請・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事

2. 応急仮設住宅対策の基本方針 [財政部、健康福祉部、都市整備部]

応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。

- (1) 借上げ民間賃貸住宅： 宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するもの …下記 3
- (2) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの…下記 4
- (3) プレハブ仮設住宅： 新規に建設するプレハブ等の簡易な構造の仮設住宅 …下記 5

<応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー>



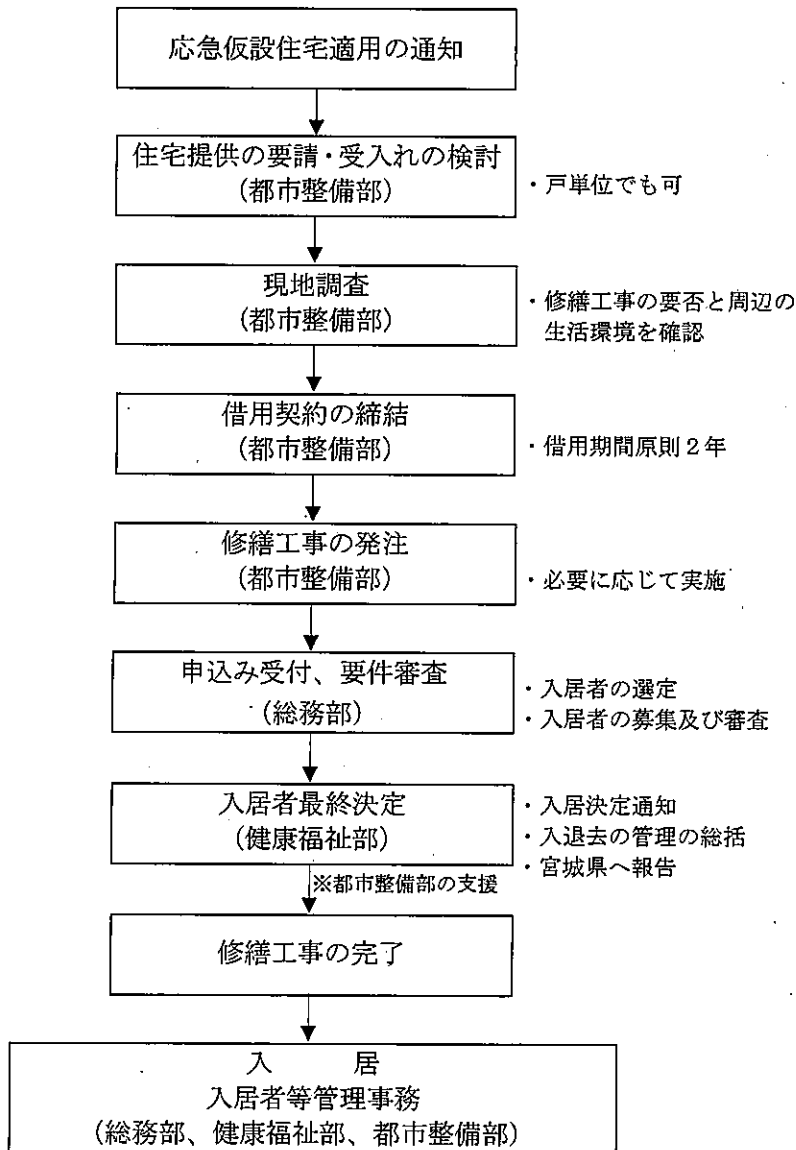
3. 借上げ民間賃貸住宅 【総務部、健康福祉部】

宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。

4. 借上げ公営住宅等 【総務部、健康福祉部、都市整備部】

国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、提供可能な市営住宅の空き住戸を確保するとともに、他の公営住宅等の管理者に対して、空き住戸提供の要請又は空き住戸活用の申出の受入れを検討する。

借用契約の締結前に必要に応じて、現地調査を行い、修繕工事の要否や周辺の生活環境等を確認する。修繕工事に時間を要する見込みの場合は、借上げ民間賃貸住宅の申込状況などを考慮して借用の可否を判断する。



5. プレハブ仮設住宅の建設 [財政部、健康福祉部、都市整備部]

借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用される場合

- ① 県が実施し、市が補助する。
- ② 災害救助法が適用される場合の市の業務
 - ・ 応急仮設住宅の設置場所の確保
 - ・ 入居者の選定

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、市はこれに着手することができる。また、県が直接建設することが困難な場合には、委任に基づき市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

特に必要と認められるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として、市がプレハブ仮設住宅を建設する。

(2) 建設用地の確保及び選定

財政部は、プレハブ仮設住宅の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。

都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。

震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。

(3) 住宅規模

1戸当たり 29.7 m² (9坪) を基準とする。

(4) 障害者、高齢者等に対する配慮

プレハブ仮設住宅の建設に当たっては、障害者、高齢者等に配慮し、段差の解消、スロープ、手すり等の設置を行う。

(5) 設置の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。

(6) 供与期間

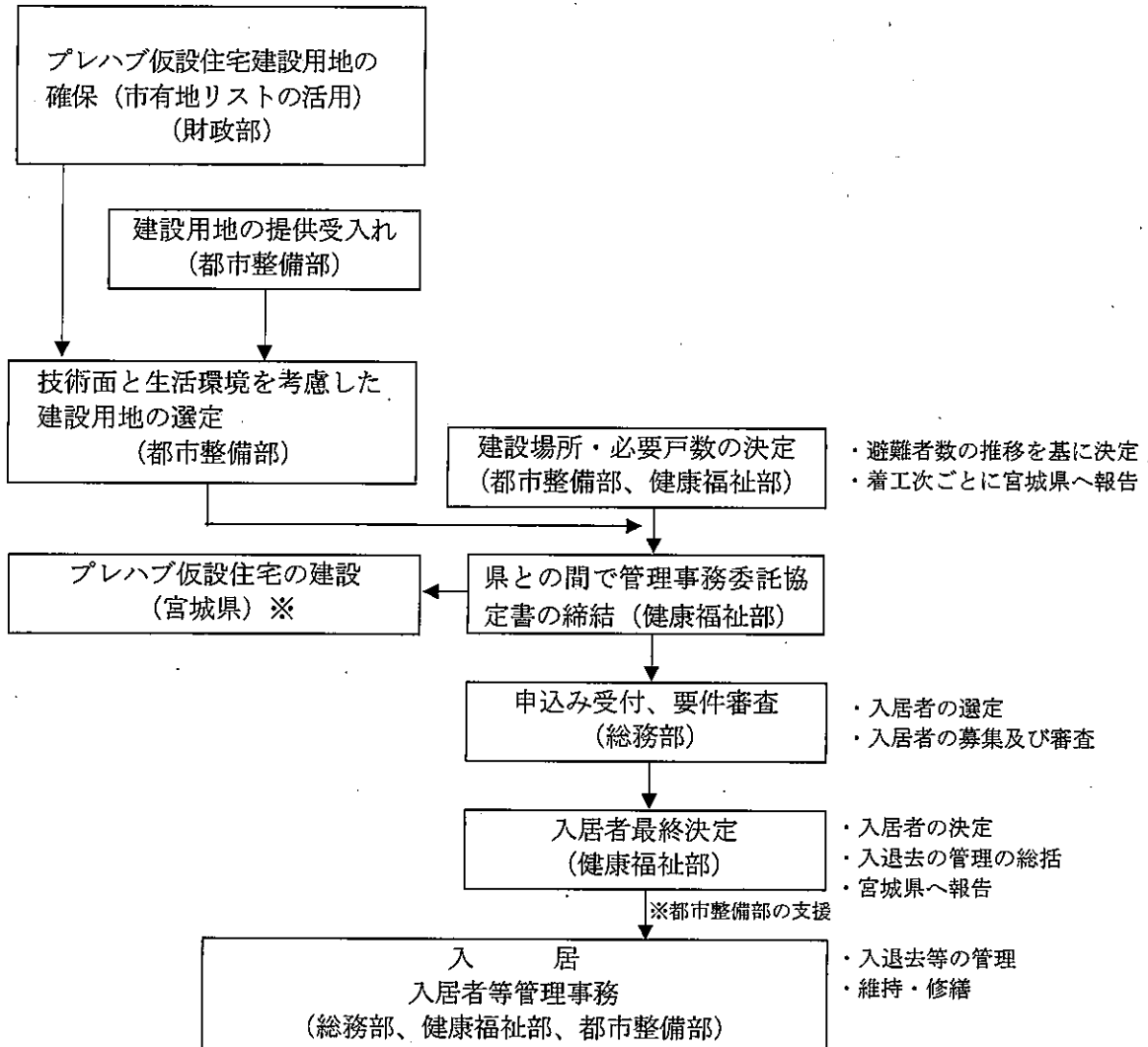
完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の期限内 (原則 2 年) とする。

(7) 入居対象者

災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力で住宅を得ることができない者が原則対象となる。

(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー

〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉



※ 災害救助法が適用されない場合、又は、知事から委任を受けた場合については、都市整備部が建設を行う。

※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。

6. 災害公営住宅の整備 【都市整備部】

(1) 災害公営住宅の整備

災害により住宅を失った者を救済するため、被災者に対して「災害公営住宅」を整備する必要があるときは、建設、買取り等により整備を進める。

(2) 災害公営住宅整備事業の手続の流れ

ア 住宅災害速報の提出 (災害発生後 10 日以内、知事→国土交通省住宅局長)

- イ 災害公営住宅整備計画書の提出（仙台市長→東北地方整備局長）
- ウ 住宅減失戸数の査定
- エ 整備計画の内示（東北地方整備局長→仙台市長）
- オ 補助金*交付申請（仙台市長→東北地方整備局長）
- カ 補助金*交付決定（東北地方整備局長→仙台市長）

*東日本大震災においては、東日本大震災復興交付金

7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 【財政部、健康福祉部】

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用された場合

知事の委任を受けた場合に、市長が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で実施する。

(2) 被災住宅の応急修理

災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（半焼）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から1か月以内

(3) 土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障をきたしている世帯に対し、土石等障害物（一般廃棄物）の除去を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（又は床上浸水）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯

イ 期間

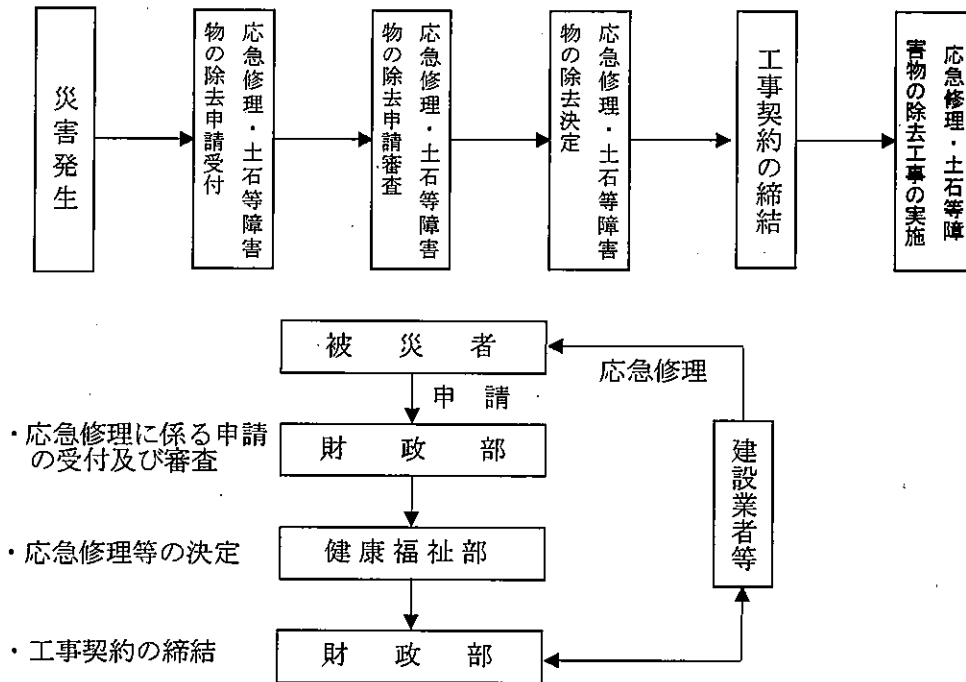
災害発生の日から10日以内

(4) 応急修理及び土石等障害物の除去の範囲等

居室、玄関等日常生活に必要な最小限度の部分に限定し、建設業者等に委託して実施する。

(5) 応急修理等に関する事務処理

<被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理>



8. 市営住宅の応急復旧 【都市整備部】

市営住宅の被害状況の確認を行い、応急復旧を行う。

(1) 被害調査

ア 都市整備部は、市営住宅の住民の安全確保と被害状況を把握するため、現地調査を実施するとともに、必要に応じ市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者に調査を依頼し、以後の取り組み方針を決定、確認する。

イ 被害状況の確認事項はおおむね以下のものとする。

- ① 現在の住宅への継続入居が不可能で別の市営住宅（応急仮設住宅を含む）を必要とする者の数
- ② 損害の程度：各団地及び棟ごとの全壊、半壊等の被害程度の確認、継続入居可能の可否、被害額の推定

(2) 応急復旧

都市整備部は、地震災害等が発生し、市営住宅において被害が確認された場合は、応急復旧対策に係る今後の取り組み方針を決定する。

市営住宅の被害状況に応じた応急復旧対策の取り組み方針を決定するまでの間、必要に応じて指定管理者と協議し、応急措置をとるよう指示する。

9. 人員体制について

東日本大震災時の経験を踏まえ、応急仮設住宅の入退去の募集及び審査、被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。

10. 建築資材及び建設要員の確保 【市民部】

住宅等の応急修理を行うための人員、資材等を確保するため、仙台市技能職団体連絡協議会に対して協力を要請する。